

(変更点は下線部)

新	旧
<p style="text-align: right;">障 発 第 0328 第 1 号 平成 31 年 3 月 28 日 <u>一部改正 障 発 第 0331 第 12 号</u> <u>令和 3 年 3 月 31 日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">相談支援従事者主任研修事業の実施について</p> <p>(別添) 1～10 略</p> <p>11 経費の補助 国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。 <u>ただし、指定研修事業者が研修を実施する場合であって「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援専門員研修等の実施及び留意点等について」(令和2年5月13日付事務連絡)を踏まえ、講義の遠隔化、演習の小規模・分散化等を行う場合においては、研修の実施に通</u></p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 0328 第 1 号 平成 31 年 3 月 28 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">相談支援従事者主任研修事業の実施について</p> <p>(別添) 1～10 略</p> <p>11 経費の補助 国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

常要する額を超えて要する経費を補助の対象とする。

なお、この場合においては、研修の実施に通常要する額を超えて要する経費を補助の対象としていることから、通常要する経費とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を流用することのないようにすること。

(別表) 略

(別紙1) ・ (別紙2) 略

(別表) 略

(別紙1) ・ (別紙2) 略